

# 国民年金の届け出や納付は忘れずに

20歳から60歳までの方が加入する、国民年金。加入する年金の種類は第1号被保険者（自営業者など）・第2号被保険者（会社員や公務員）・第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者）に分かれます。退職や結婚などにより加入の種類が変わるときは、年金の届け出が必要です。「届け出や納付を忘れて年金が受けられない」ということがないように、自分の年金はしっかり把握しましょう。

こんな時	必要な手続き	届け出先	手続きに必要な物
20歳になった	加入	市民課（本庁舎1階）・出張所・連絡所 第3号被保険者は配偶者の勤務先	印鑑 配偶者の勤務先に確認
第2号被保険者が退職した	加入	市民課・出張所・連絡所	年金手帳・退職証明書または健康保険資格喪失証明書・印鑑
第1号被保険者が第2号被保険者である配偶者の扶養になった	種別変更	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に確認
第2号被保険者である配偶者の扶養から外れた	種別変更	市民課・出張所・連絡所	年金手帳・扶養喪失証明書・印鑑
口座振替にしたい	口座振替の書類を提出	銀行・郵便局などの金融機関または社会保険事務所	預（貯）金通帳・届け出印・年金手帳など
納付書を紛失した	再発行	社会保険事務所	年金手帳など

\*届け出の内容により、届け出先が異なります。手続きの際には、事前に各届け出先にお尋ねください。

問い合わせ…市民課国民年金担当・TEL224-5764

## 市税・国保税と 介護保険料・ 長寿医療保険料の 収納窓口を延長

市税・国民健康保険税（国保税）および介護保険料・長寿医療（後期高齢者医療）保険料は、納期限内に市税・納付をお願いしています。

そこで、四月二十日（月）～二十四日（金）に、収納窓口を午後七時まで延長します。

対象となるのは、市税・国保税と六十五歳以上の方の介護保険料、長寿医療保険料です。昼間に納付や来庁が困難な方は、ご利用ください。

また、納税・納付相談も同時に行います。

### 受付日と受付窓口

4月20日（月）～24日（金）：国民健康保険課③番窓口▼医療助成課⑤番窓口▼収納課⑥番窓口（本庁舎2階）▼介護保険課⑧番窓口（本庁舎1階）

4月20日（月）：古谷出張所▼南古谷出張所▼高階出張所  
4月21日（火）：福原出張所▼大東出張所▼霞ヶ関北出張所  
4月23日（木）：霞ヶ関出張所▼

### 名細出張所

4月24日（金）：芳野出張所▼山田出張所

\*出張所での納税相談は、午後五時以降に受け付けます。

\*市税・国保税の納税相談は、出張所でもできます。介護保険料・長寿医療保険料の納付相談は、出張所ではできません。直接、各担当課へお越しください。

### 問い合わせ

市税II収納課滞納整理担当

TEL 224-5691

国保税II国民健康保険課国保

収納担当

TEL 224-5837

介護保険料II介護保険課

TEL 224-5817

長寿医療保険料II医療助成課

TEL 224-5842

## 産業廃棄物管理票 （マニフェスト）交付 等状況報告書の提出 について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した事業者は、その状況に係る報告書を年一回、毎年

提出することが義務付けられています。

報告対象者：平成二十年度に市内でマニフェストを交付した、すべての事業者

提出書類：産業廃棄物管理票交付等状況報告書（法定様式）

提出期限：6月30日（火）  
提出先：産業廃棄物指導課（本庁舎五階）

### マニフェストの確認について

産業廃棄物を委託処理する場合、法律によって、排出事業者はマニフェストの交付および保管が義務付けられています。平成二十一年度に提出する報告書には、同二十年度に交付したマニフェストに係る事項を記載することになります。

市内でマニフェストを交付する事業者は、保管しているマニフェストを確認して、提出期限までに報告書を提出してください。

\*詳しくは、市ホームページをご覧ください。報告書をダウンロードすることもできます。

問い合わせ：産業廃棄物指導課・TEL 224-5417

## 特別職報酬等審議会の委員を公募します

市長などの給与の減額（市長20パーセント・副市長10パーセント）について審議するため、特別職報酬等審議会を開催します。市民の皆さんの意見を反映させるため、同審議会の委員の一部を公募します。任期など、詳しくはお尋ねください。

**応募資格**：次の要件をすべて満たす方①市内在住の成人②国や地方公共団体の議員または常勤の公務員でない③市のほかの付属機関などの委員でない④平日昼間に数回開催される会議に出席

が可能  
定員：二人（抽せん）  
\*結果は全員に通知します。

**応募方法**：市販の履歴書に必要事項を明記し、4月20日（月）（必着）までに、〒350-8601川越市役所職員課に持参または郵送  
**問い合わせ**：職員課  
TEL 224-5553

## 平成21年度難病患者見舞金の申請を受け付けています

難病患者の方に、年額三万六千円の見舞金を支給します。平成二十一年度（四月～来年三月分）の申請は、五月

## 福祉タクシー利用券について

精神障害者保健福祉手帳の方は申し込みが必要です。今年度から、精神障害者保健福祉手帳一級の交付を受けている方に、福祉タクシー利用券を交付します。希望する方は、手帳と印鑑を持って障害者福祉課（本庁舎一階）へ申し込んでください。

また、身体障害者手帳一級・二級または療育手帳④・Aの交付を受けている在宅の方へ、福祉タクシー利用券を送付しました。該当する方で受け取っていない場合は、問い合わせのうえ、手帳と印鑑を持って障害者福祉課へ申し込んでください。  
**問い合わせ**：障害者福祉課・TEL 224-5785

## 市民満足度調査の結果がまとまりました

～協力ありがとうございました～

市民満足度調査は、第三次川越市総合計画に基づき取り組んでいる五十九の施策について、市民の皆さんが感じる満足度や重要度を、五段階で評価をお願いしたものです。昨年、市内在住の三千人を対象に実施しました。ご協力ありがとうございました。

市では、この調査結果を、平成二十三年度から始まる「第三次川越市総合計画後期基本計画」の策定に向けた基礎資料とするなど、今後のまちづくりを活用していきます。

調査結果をまとめた報告書は、政策企画課（本庁舎四階）・出張所・連絡所・公民館・図書館で閲覧できます。また、調査の概要は、市ホームページから見るができます。  
**問い合わせ**：政策企画課・TEL 224-5503

十二月二十六日まで意見募集を行ったところ、二人の方から二件の意見が寄せられました。提出された意見とそれに対する市の考え方について、お知らせします。

市ホームページと防災危機管理課（本庁舎四階）で、次の資料が閲覧できます。

- 意見募集の概要
- 提出された意見（要旨）とそれに対する市の考え方

●川越市地域防災計画  
**問い合わせ**：防災危機管理課  
TEL 224-5554

## こども医療費を助成しています

市では、子どもの医療費の助成を行っています。通院は小学校就学前まで、入院は十五歳になって最初に迎える三月末日までの子どもが対象です。医療機関の窓口で一部負担金を支払った場合は、保護者からの申請が必要になります。なお、診療月から五年経過した医療費の支給申請はできません。  
**問い合わせ**：医療助成課  
TEL 224-5842

受けている方  
**持ち物**：各医療受給者証、印鑑、本人名義の預（貯）金通帳  
**問い合わせ**：障害者福祉課  
TEL 224-5785

## 川越市地域防災計画（素案）に対する意見募集の結果

昨年十一月二十七日から、